

平成 26 年度 小児等在宅医療連携拠点事業 評価実施機関

公募要領

平成 26 年 5 月

厚生労働省

平成 26 年度 小児等在宅医療連携拠点事業 評価実施機関公募要領

1 総則

NICU を退院するなどして在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やそのご家族の地域での療養生活を支えるためには、医療・福祉が連携し、必要な医療や福祉サービスを提供する体制を構築するとともに、ご家族の医療的ケア等に係る不安への助言等の支援を行う体制を整備することが必要です。

厚生労働省では、小児等在宅医療を支援するため、医療・福祉等の連携体制を構築するモデル事業を実施することとしており、この各事業者が行うモデル事業の進捗管理及び評価などを実施する事業者（以下「評価実施機関」という。）を選定するため、以下の要領で評価実施機関の公募をするものです。

2 事業の目的

この事業は、NICUで長期の療養を要した児を始めとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、地域で在宅医療を支える体制を構築するとともに、今後の小児等の在宅医療に関する政策立案や均てん化などに資することを目的としています。

（1）事業内容

事務局である厚生労働省医政局指導課在宅医療推進室と協議の上、現地視察等による各小児等在宅医療連携拠点事業者の進捗状況の把握、技術的支援、定期的な進捗報告会の開催の事務及び事業を通じた課題の把握や効果の評価を行います。

また、事業については、課題の把握や効果の評価だけではなく、全国展開する上での取組に関する提言や、参考となる資料の取りまとめについても行っていただきます。

3 応募者に関する諸条件

評価実施機関への応募者（以下「応募者」という。）は、小児医療に関し十分な研究実績を有する研究機関又は医療機関であって、小児医療の提供に関しても十分な知見を有する者とし、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 本事業を的確に遂行するため専門的知見を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管

理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有すること。

- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

また、以下の職員を配置し、事業の適切な運営が可能な体制を確保する必要があります。

- ① 当該事業を担当する医師
- ② 当該事業の連絡調整を担う専任の職員

4 事業期間

評価実施機関として選定された日から平成27年3月31日までとします。

5 事業者の評価

(1) 評価の方法

評価実施機関については、医政局指導課において応募条件に該当する旨確認した上で、事業計画書等の評価を行い、評価結果に基づき選定します。

事業計画書の評価については、小児等在宅医療連携拠点事業評価実施機関に係る事業計画書評価委員会（以下「評価委員会」という。）を組織し、評価委員会の意見を聴いて定めた評価基準に基づき行います。

評価は非公開で行い、審議内容等についての問い合わせには応じられません。なお、提出された事業計画書等の資料は、返却しませんのでご了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施されます。

① 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

② ヒアリング

必要に応じて、評価委員会より、申請者（代理も可能としています。）に対して、ヒアリングを実施します。なお、ヒアリングの実施に当たっては、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえて、一部の応募者のみ実施する場合があります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

③ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施します。

(3) 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業目的達成のために、創意工夫のある内容であるか。
- ⑤ 小児在宅医療の課題や都道府県内の体制に配慮された内容となっているか。
- ⑥ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

(4) 評価実施機関の選定結果に係る通知等

評価委員会における選定後、速やかに応募者に対して当該結果を通知する予定です。

委託費については、評価実施機関選定結果に係る通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

6 本事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、他の国庫補助金と同様の取扱としており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）など関係法令の規定によるほか、別に定める「平成26年度小児等在宅医療連携拠点事業委託費交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る委託費の交付については、9,007千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、諸手当、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料賃借料及び委託料（上記の経費に該当するもの）に限りますので、その他の一般管理費や諸経費などの経費は計上できません。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

7 応募方法等

(1) 提出書類及び提出部数

ア 「平成 26 年度小児等在宅医療連携拠点評価実施機関 事業計画書」 10 部

イ 事業者の概要が分かる資料 10 部
・パンフレット等
・定款又は寄付行為
・直近より過去 3 年分の財務諸表

ウ その他必要な資料 10 部

※ 事業計画書については、別に示す様式に沿って作成すること。また、作成に当たっては、5（3）の評価の観点の各項目に十分配慮しつつ、作成すること。

（2）提出期限

平成 26 年 6 月 13 日（必着）

（3）提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局指導課在宅医療推進室在宅医療係 あて

※ 原則として郵送によるものとし、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法とすること。

※ 封筒の宛名面に「小児等在宅医療連携拠点事業 評価実施機関 応募」と朱書きにより、明記すること。

8. 本事業にかかる照会先

厚生労働省医政局指導課在宅医療推進室在宅医療係

TEL：03-5253-1111（内線2662）

FAX：03-3503-8562